年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第37条第1項(第46条、第50条、第54条、第63条の準用規定を含む)の規定により申請します。

再交付申請の理由	破った	汚損し	た 失	そった	その他	()
手当証書の記号番号							
手当証書紛失年月日		年	月	日			

添付書類 理由が、破った・汚損した場合は、破り、よごした手当証書 (注意) 1 失った手当証書を発見したときは、すみやかにこれを返 納しなければならない。

2 新たな手当証書が交付されたときは、従前の手当証書は その効力を失う。